

主 文

本件再審査請求を却下する。

理 由

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による障害補償給付の支給に関する処分（以下「本件処分」という。）を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、当該審査請求は法定の審査請求期間を経過してされた不適法なものであるとして、平成○年○月○日付けをもってこれを却下したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。
- 2 労災保険法第38条第1項においては、保険給付に関する決定（以下「原処分」という。）に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、当審査会に対して再審査請求をすることができるとされている。当該規定の趣旨は、当審査会の原処分の当否に関する裁決は、原則として、審査請求に対する労働者災害補償保険審査官の本案に関する決定を経て行われた再審査請求に対してのみ行われるべきであるという点にあると解されるので、労働者災害補償保険審査官により審査請求が適法要件を欠くとして却下されたものについては、当該判断が妥当である限り、当該審査請求を基礎とする再審査請求もまた適法要件を欠くものとして却下されるべきであると解するのが相当である。
本件の場合、審査官は、請求人の行った審査請求は不適法なものであるとしてこれを却下しているので、この点について以下検討する。
- 3 審査請求は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。）第8条第1項の規定により、審査請求人が原処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内にしなければならないこととされている。本件についてこの点を見ると、次のとおりである。

(1) まず、請求人が本件処分のあったことを知った日についてみると、請求人は、労働保険審査請求書別紙において、本件処分に係る一時金支給決定通知を平成〇年〇月下旬頃受け取ったが、請求人はA国人で日本語を読むことができず、本件処分の通知書の意味が分からず、本件処分の意味を知ったのは代理人弁護士に原処分につき相談した同年〇月〇日である旨述べている。

(2) 監督署長は、平成〇年〇月〇日請求人に対し、本件処分に係る一時金支給決定通知を発送しているが、請求人宅に同通知が到達した日は不明である。

上記の「原処分のあったことを知った日」とは、郵送による通知が請求人に到達した日であり、請求人は、本件処分に係る一時金支給決定通知の到達日について、平成〇年〇月下旬頃と主張しているところ、同月〇日に到達したものと仮定しても、本件処分に係る審査請求の請求期間は、その翌日から起算して60日目に当たる同年〇月〇日までとなる。ただし、請求期間の満了日（60日目）が土曜日、日曜日、その他祝祭日等の閉庁日に当たるときは、期間は閉庁日の翌日をもって満了となると解するのが相当であることから、審査請求の請求期間の満了日は、同年〇月〇日となる。

(3) しかるに、請求人が労働保険審査請求書を審査官宛てに郵送したのは、平成〇年〇月〇日であり本件審査請求は、法定の請求期間を経過した後にされたものである。

4 ところで、労審法第8条第1項ただし書では、審査請求が請求期間を経過した後にされた場合においても、審査請求人が正当な理由により請求期間内に審査請求をすることができなかったことを疎明したときは、この限りでないと定められている。そして、当該ただし書にいう「正当な理由」とは、天災その他客観的にみて一般にそのような理由があれば誰もが請求できなかったであろうことをうかがい知るに足りるものでなければならぬと解するのが相当である。

そこで、本件についてこれをみると、請求人は、請求期間を経過した理由について、上記のとおり、請求人はA国人で日本語を読むことができず、本件処分の通知書の意味がわからなかった旨述べている。

しかしながら、請求人が主張する理由は、個人的な事情を述べているにすぎず、誰もが請求できなかったであろうことをうかがい知るに足りる事情であるとはいえず、上記の「正当な理由」について疎明したものとは認められない。

5 以上のとおりであるから、本件再審査請求も、適法要件を欠く審査請求を基礎と

する不適法なものであるため、労審法第50条において準用する同法第10条の規定により却下する。

よって主文のとおり裁決する。